

会議録

会議の名称	平成28年度第3回行財政改革推進委員会
開催日時	平成28年8月26日（金） 13時00分から15時20分まで
開催場所	田無庁舎3階 庁議室
出席者	委員：横道清孝委員長 鈴木文彦委員 中村良二委員 田中巖委員 牧野美佐子委員 渡辺文子委員 事務局：飯島企画部長 古厩企画政策課長 柳沢企画部主幹 高橋企画部 主幹 佐野企画政策課主査 近藤企画政策課主査 水谷企画政策 課主事 説明者：飯島子育て支援課長 栗林子育て支援課係長 原島ごみ減量推進 課長
欠席者	委員：原田久副委員長 伊藤俊介委員
議題	1 事務事業評価（外部評価）の実施について（4事業） 2 その他連絡事項
会議資料の名称	資料1 区分別補助金額一覧（就園奨励費補助金＋保護者負担軽減事業費補助金） 資料2 階層別年収・所得換算表 資料3 費用一覧（入園料・保育料等補助対象経費）平成28年度 資料4 市内私立幼稚園の定員、入園児数及び障害児受入数 資料5 生ごみ回収に係る現状の経費と今後拡大した場合の経費について 資料6 西東京市ごみ処理の流れ 資料7 生ごみ処理機の種類、機能等
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p>○発言者名： 発言内容</p> <p>《開会》</p> <p>○横道委員長： 定刻となりましたので、平成28年度第3回行財政改革推進委員会を開催いたします。</p>	

議題1 事務事業評価（外部評価）の実施について（4事業）

○横道委員長：

それでは審議事項1「事務事業評価（外部評価）の実施について」事務局から説明をお願いします。

○事務局：

《評価の流れについて、前回議論の論点について説明》

○横道委員長：

評価の流れについて説明がありました。

本日は、追加資料、一次評価、二次評価について説明の後、質疑応答を行い、事業所管課の退席の後、外部評価について議論し、最終的には「拡充」・「継続実施」・「改善・見直し」・「抜本的見直し」・「休止」・「廃止」それぞれ、挙手により外部評価を取りまとめしていきます。

①生ごみ電動処理機等購入助成事業について

○横道委員長：

それでは、生ごみ電動処理機等購入助成事業について、所管課より資料及び一次評価について説明をお願いします。

○ごみ減量推進課長：

《資料5～7に沿って説明》

○中村委員：

生ごみ電動処理機の減量効果について、細かな分析をされていて、とても良いのですが、説明だけでなく、資料としてまとめ、提出して頂けると良かったです。

○田中委員：

今の説明内容を資料として、数字で裏付けて検証できると良かったですね。

○横道委員長：

年間1世帯あたり150kgの減量効果ということでしたね。

○ごみ減量推進課：

4人世帯で1年間使用した場合の試算とはなりますが、5年間で、315件の助成をしておりますので、年間に換算して合計で約47tの減量効果となります。この減量効果を生ごみ無料回収事業により同等に得ようとするとして430世帯の生ごみを回収する必要があり、それにかかる費用が約420万円かかることとなります。

○田中委員：

資料5の生ごみ無料回収事業にかかる経費と今の説明との関連ですが、生ごみ処理機

による減量効果を前提として、生ごみ処理機の助成を廃止した場合、生ごみ無料回収の件数を増やさなければ同等の減量効果が得られないということだと思います。しかし、現状では生ごみ無料回収世帯が 250 世帯ですので、同等の減量効果を得られる 430 世帯まで拡充するのであれば、180 世帯増やさなければなりません。資料 5 では 100 世帯分の拡充を想定して経費を算出していますが、今の説明と資料 5 を関連付けるならば、180 世帯を拡充した場合の経費を算出すべきだと思います。

○鈴木委員：

今のご説明で客観的な数字が裏付けされましたが、これによって一次評価や二次評価が遡って覆るということはありませんか。説明の中では一次評価が拡充のように受け止められましたので、このような状況も踏まえて二次評価をされたのかということをお伺いします。

○事務局：

二次評価の判断理由として、ごみの減量化の必要性が市民の意識として浸透したことにより助成件数の低下につながり、本事業の目的は達成されたものと考えられることが挙げられます。また、生ごみの無料回収事業などの新たな取組も進んでいることや生ごみの堆肥化について技術的な課題が解決されないため、本事業を通じた資源循環の実現は難しいことから、本事業を一旦廃止し、誰もが参加できる他の制度に再構築すべきということで、「廃止」の評価を頂いております。

○中村委員：

この事業を廃止して、同じ目的にかなう発展的な新しい仕組みをもうお考えになっているということですか。それとも、一旦この事業は廃止するということですか。

○事務局：

新たな制度については、今後の検討となりますが、本事業については、目的を達成しているとの考えです。

○横道委員長：

減量効果についての試算は、前提条件によって数値が大きく変わってきますので、あくまでも参考の数値と考えます。ちなみに、250 世帯の生ごみ無料回収事業は、どのような仕組みで減量効果を上げているのですか。生ごみを回収することが、何故、減量化に繋がるのかということですか。

○ごみ減量推進課長：

週 2 回、250 世帯を対象として、水分を絞った生ごみをバケツに入れてもらい、専門業者が回収しています。回収した生ごみは、中間処理施設ではなく、リサイクル業者に持ち込み、剪定枝、発泡コンクリートと混ぜ合わせて軽量土壌として再利用します。可燃ゴミの減量効果もあり、資源循環型社会の構築にも寄与する事業となっています。

○渡辺委員：

週 2 回、回収されている可燃ごみには、生ごみだけではなく、様々なごみが混ざった状態で焼却処理されていると思いますが、生ごみの無料回収事業については完全に生ご

みだけを回収するので、リサイクルが可能ということです。

○横道委員長：

生ごみ無料回収事業では、資源化まで含めて実施しているということですね。生ごみが別途回収されて、その生ごみが資源化されるのであれば、可燃ごみとして排出されないため減量に繋がるということですね。この事業での減量効果はどのくらいですか。

○ごみ減量推進課：

250世帯で年間27,600kgの減量効果となります。

○鈴木委員：

ごみ減量推進課では、一次評価を可燃ごみの減量効果があるので、制度の見直しも視野に入れ、引き続きごみの減量を推進するとしていますが、二次評価では、補助を出すことが妥当かどうか、他の施策と比べて優先順位が高いかどうかという論点で、ごみ減量の取組については補助がなくても、市民の意識として浸透してきたので、一人立ちできるということで「廃止」という判断をされているという議論の構図があると思います。

○事務局：

この事業の目的の一つである、ごみの減量化に向けた意識の醸成については達成されたものと考えていますが、資源循環型社会の実現については難しい面もあり、そこも含めて再構築していく必要があるということです。

○鈴木委員：

他の事業と比較しての優先順位ということではなく、現在の助成という制度を再考したいということですね。ごみ減量推進課としては、本事業を見直し・拡充することで、ごみの減量化を推進するという評価ですが、二次評価は生ごみ処理機の購入に対する助成が妥当なのか、一旦ゼロベースで考えたいということですね。補助だけでなく、啓蒙活動や官民連携など、企画型の施策もあるだろうということですね。

○事務局：

本事業の実施による減量効果も当然あるのですが、この制度を導入した趣旨には、資源循環における実践と啓発という面もあり、一次評価においてもそのような趣旨で課題も含んだ評価になっていると思います。二次評価では、堆肥化の部分で、家庭内での活用はともかく、大きな資源循環につながるものにはなっていないという判断で、減量化は減量化で別の支援策、資源循環については、より有効な方策について再考する必要があるということで「廃止」という評価を頂いたところです。

○鈴木委員：

つまり、資源循環のリデュース・リユース・リサイクルの考え方を含めて、上位の目的を達成するために、新たな視点で手段の組合せを替えていこうということですね。

○事務局：

生ごみの堆肥化が、ごみの減量化と資源循環の両面から注目されて、事業実施に至った経緯もあると思いますが、現状では、機械で処理して堆肥化するところまで到達して

いないので、そこは補助制度として続けるべきか否かを含めて、一度再構築すべきものと判断しています。

○鈴木委員：

手段が目的化してきているので、再構築しようということですね。

○田中委員：

念のため確認させて頂きますが、焼却炉の炉内の温度があまり高くなると、焼却炉の寿命が短くなるので、ある程度可燃物の中に生ごみのような燃えにくいごみなども含ませる必要があるということを知ったことがあるのですが、実際はどのようなのでしょうか。

○ごみ減量推進課長：

焼却炉は 850 度以上で燃焼させなければダイオキシン等発生の恐れがあり、焼却場からは、なるべく水分は切るよう指導されています。

○横道委員長：

ほかに質問はよろしいですか。

これにて質疑は終了します。所管課の方はご退出をお願いします。

《所管課退室》

○横道委員長：

それでは、評価に入りたいと思います。言葉の定義を確認しておきますと、「拡充」は事業を拡充強化の方向で現状通り事業を実施するもの、「継続実施」は、現状水準同様の規模で現状通り事業を実施するもの、「改善・見直し」は、現状の仕組みを前提としつつ、実施方法の見直しなどにより改善を図るもので、事業縮小、事業拡充の両方向があります。「抜本的見直し」は、事業の実施形態の変更や一部廃止など、事業の仕組みを含めた抜本的な見直しが必要とされるもので、こちらも、事業縮小、事業拡充の両方向があります。「休止」は、事業を休止するもので、実施方法を改善し事業を再構築する場合も含みます。「廃止」は、事業を廃止するもので、全く異なる形態で事業を再構築する場合も含みます。評価については、この6段階となります。各自の意見を伺ったうえで、各評価について挙手を求めます。最後に、挙手の結果を受けて私がまとめさせていただきます。

○鈴木委員：

それぞれ意見があると思いますが、論点をきちんと整理することが重要だと思います。これまでの議論の中で、減量効果や数値の正確さというよりも、目的と手段、上位目的と下位目的の整合性を考えるところから論じた方が本質を見失わずに済むのではないかと思います。

○中村委員：

「改善・見直し」と「廃止」で評価は大きく異なりますが、一次評価、二次評価ともに目指すべきところは同じで、ごみの減量化をより効率的に行っていくというものです。ただ、それをこの事業に照らしてどう評価するのかが求められていますので、今

後、どのような仕組みが出来ていくのかは分かりませんが、より効率的にごみを減らして、なるべく資源化するという意味では、現状の制度をそのまま継続するよりは、新たな仕組みを再構築すべきものと判断します。発展的に、より良い制度に向かっていくという意味で、本事業の使命はひとまず終わったものと思います。

○牧野委員：

可燃ゴミの40%が生ゴミということで、生ゴミの無料回収事業の方向性によって、見え方が違うと思います。生ゴミの無料回収が拡大していくのであれば、必然的にごみは減っていくので、生ゴミ処理機を買う人はいなくなると思います。本事業を導入した際に目標値の設定があったのかどうか、また、目標が達成できた、できなかった、という検証がされたのかが気になるところです。

○渡辺委員：

どの位の頻度で使用するか分かりませんが、生ゴミ電動処理機を使って一定量の生ゴミを5分の1にするのに20円の電気代がかかるということでした。生ゴミ処理機を使わずに可燃ゴミで出せば、手間暇かけずに安く有料袋で出せます。環境とか減量とかを考えなければ、市の有料のごみ袋で出した方が簡単で安いので、生ゴミ電動処理機の購入助成件数が伸びていかないという理由も分かりますし、実際、我が家に置こうと思っても設置場所に困ります。また、音や臭いの問題もありますので、よほどのメリットが無いと、購入はできません。生ゴミ無料回収事業は、可燃ゴミの回収とは別の業者の方が個別に回収に来ますので、人件費などの経費がかかると思いますが、回収対象世帯となったことをありがたく思います。生ゴミと可燃ゴミを全部仕分けするようになって、有料袋を買うことも少なくなりましたし、ゴミが本当にきれいに捨てられるようになりました。生ゴミ無料回収事業については、良い形で進めて頂きたいと思いますが、生ゴミ処理機に関しては、いろいろと問題を感じます。

○田中委員：

生ゴミ処理機の購入助成と生ゴミ無料回収事業のどちらがごみの減量化に資するのか、また、どちらが低コストで出来るかを考えなければならぬと思います。その判断材料を十分に持ちきれていないので、どのような選択をすべきか迷いはありますが、少なくとも、生ゴミ電動処理機の購入助成について、現状を維持することには問題があり、いずれにしても再検討する必要があると思います。

○横道委員長：

減量効果等、定量的な部分は資料として示して頂きたかったと思います。単年度で見れば、生ゴミ無料回収事業の対象を100世帯増やした方が効果が高いのではないかと思います。助成件数も現在は減少しているということなので、この事業の役割は終わったものと考え、新しい施策に充てても良いと思います。

○横道委員長：

それでは、生ゴミ電動処理機等購入助成事業の評価に入ります。

【評価結果】

抜本的見直し1人、廃止5人

○横道委員長：

それでは、判断理由として、本事業は既に役割を終えており、ごみ減量化に向けて、同じ財源を使うのであれば、新たな制度、生ごみ無料回収事業の回収世帯数の拡充などを含めて再検討の必要があるということで、評価を「廃止」とします。

②私立幼稚園保護者助成事業について

③類似施設保護者補助事業について

④無認可幼児施設保護者補助事業について

○横道委員長：

続きまして、私立幼稚園保護者助成事業、類似施設保護者補助事業、無認可幼児施設保護者補助事業について、所管課より資料及び一次評価について説明をお願いします。

○子育て支援課長：

《資料1～4に沿って説明》

○横道委員長：

資料について質問はありますか。

○田中委員：

資料1で、国の補助金である私立幼稚園等就園奨励費補助金と都の補助金である保護者負担軽減事業費補助金の合算額が計上されていますが、この中に市の補助も含まれていますか。

○子育て支援課長：

私立幼稚園等就園奨励費補助金は、国の補助金に市が上乗せして補助、保護者負担軽減事業費補助金は、都の補助金に市が上乗せして補助しているものとなっており、資料1には、国や都の補助金に市の上乗せ分も含んだ額を記載しています。

○田中委員：

国や都の制度に対しては市として要望を出すことはできても、見直しを行うことは出来ませんので、今回の評価対象となるのは、国や都の補助金に市が上乗せしている部分について、上乗せの仕方や上乗せ額、対象の是非ということになります。また、単独で国や都が補助対象としておらず、市が補助の対象としているものがあれば、その妥当性について評価したいと思います。資料では国、都、市の補助金の合算額となっていますので、市の上乗せ部分について示していただかないと判断が難しいと思います。

○事務局：

前回の会議の資料で、それぞれの補助額を示しておりますが、幼稚園でかかる全体の経費や補助金の比較が分かりづらい等のご指摘を受け、今回、保護者の方にお支払いする全体の金額を資料として提出させて頂きました。

○横道委員長：

確認ですが、補助金額について、生活保護世帯では合計で約 44 万円の補助となっています。A 幼稚園では保育料が約 37 万円となっていますが、保育料が補助金の上限と考えてよろしいですか。

○事務局：

補助になりますので、実際にかかる費用を上回る支給はしておりません。

○横道委員長：

では、続いて一次評価、二次評価の説明をお願いしますが、それぞれ関連する事業となりますので、3 事業続けて説明をお願いします。

○子育て支援課長：

《事務事業評価シートの一次評価について説明》(3 事業)

○事務局：

《事務事業評価シートの二次評価について説明》(3 事業)

○横道委員長：

ただいまの説明について質問はありますか。

○田中委員：

資料 4 の障害を持ったお子さんの学齢時前の人数が幼稚園全体で 20 人、これは特別支援補助の対象者として計上されていますが、未就園や保育園に通うお子さんもいる中で、実際の就学前の障害を持ったお子さんの全体数の何割を占めるのでしょうか。

○事務局：

特別支援補助の対象者は、医師の認定や通所訓練施設などで意見を受けて補助対象となった方ですので、それ以外で、特別に支援を要するお子さんの人数については、把握しておりません。就学前のお子さんは発達の過程でもあり、判断しにくい状況にあるため、潜在しているお子さんはいらっしゃると思います。

○田中委員：

市内小学校の 1 年生で、特別支援学級の児童数は何名程度でしょうか。

○事務局：

市立小学校の特別支援学級に在籍する児童数ですが、平成 26 年度の事務報告書の数値では、全体で 109 名、1 年生では 14 名となっています。保育園や幼稚園から学校に上がる際に生活状況等の引継ぎがある中で、教育委員会で所管する審査機関等で最終的に判断されますが、保護者の方の判断もありますので、実態は捉えづらい状況にあります。

○田中委員：

この人数から考えますと、幼稚園では 20 名ですので、少ないということではないよ

うですね。小学校では特別支援学級だけでなく普通学級に在籍しているお子さんもいらっしゃるということですね。

○事務局：

はい、普通学級に在籍するお子さんもいらっしゃいます。

○横道委員長：

幼稚園、類似施設、無認可幼児施設の違いはどこにあるのでしょうか。

○事務局：

幼稚園は学校教育法に基づいた施設で、類似施設は都が要綱に基づいて施設上の認可基準には達していませんが、都で認めている施設です。大きな違いとしては園庭の広さ等が挙げられます。無認可幼児施設は、都が新たな類似施設の認証を行っていないため、市の要綱で基準を定めて、市が認めた施設で、基本的には類似施設と変わりはありません。

○田中委員：

資料1で示される国や都の補助金で一定所得階層以上の場合に第1子、第2子、第3子以降と、お子さんの人数の増加にともなって補助額が増えていますが、実際の園児の負担額は年齢による変化が少ないものと見受けられます。多子世帯ほど補助額を上げているということは、国や都の方針として、出生率の向上を奨励するために増額しているのでしょうか。

○事務局：

詳細は把握できておりませんが、多子世帯に対する子育て支援というのも課題となっていますので、お子さんが多くいらっしゃれば負担も増えるということで、補助額も多くなっているものと考えます。

○鈴木委員：

一次評価と二次評価の根本的な争点は何でしょうか。どちらも一律補助から所得に応じた補助額への見直しを検討するという点で、方向性は共通していると思いますが、評価が「改善・見直し」と「抜本見直し」で異なりますので、説明をお願いします。

○事務局：

いずれも改善の意識と考えますが、一次評価は、上乗せ額が他市と比較して大きいことや、国や都制度に準じて所得制限を導入する等も視野に改善に向けた検討をしていくこととしているもので、二次評価は、前回の事務事業評価での指摘もありますので、改善を行う必要があるというニュアンスがより強く出ているものと考えます。

○鈴木委員：

子育て支援は重要な政策課題であると認識していますが、都で所得に応じた傾斜をつけている状況で市も同様に傾斜をつけてしまうと、より一層、傾斜がきつく出てしまいます。だからこそ、あえて、市では一律支給を維持するとか、無認可についても一律に無料化に相当する額を補填するなど、逆の発想があっても良いのではないかと思います。

す。

○事務局：

二次評価について補足しますが、単純に事業費を削減するのではなく、本事業を財政面で圧縮することで、他の子育て支援施策に財源を充てていくという方向性も含んだ上での「抜本的見直し」という評価になっています。

○鈴木委員：

わかりました。前回もそのような議論があったと思うのですが、この抜本的見直しの意味合いは、子育て支援という大きな目的のために財源配分を組み替えてより効果を上げていくということでしょうか。

○事務局：

廃止に近づける意味ではなく、削減による財源を使って施策の展開を広げていくという認識をしています。

○渡辺委員：

障害のあるお子さんは多くいらっしゃいますが、幼稚園の入園試験に合格できずに、発達支援センターなどに通っているという話もお聞きしますので、幼稚園に行きたくても行けない方が多くいらっしゃると思います。武蔵野市には、武蔵野東学園という幼稚園から高校まである学校がありますが、そちらの幼稚園は、障害児も健常者もおなじ教室で学んでいて、その学校に通うため遠方から引っ越してきた市民の方もいらっしゃいます。ぜひ、見直しによる財源の配分により、評価にもある、預かり保育や障害児のための保育の充実を図って頂きたいと思います。

○田中委員：

保護者の負担軽減という観点でなく、施設や施設で働く職員の人件費に対しての補助は別にあるのですか。

○事務局：

東京都では私学助成として、別途、施設運営者に対する助成がございます。

○牧野委員：

資料4を見ますと、ほとんどの幼稚園で定員割れをしています。今後、幼稚園は先細りで、保育園の需要が増えていくのでしょうか。

○子育て支援課長：

お子さんの人数でいいますと、3～5歳児が約3,000人、保育園に通っている0歳から就学前のお子さんも約3,000人ですので、幼稚園に通っているお子さんも多いと考えています。ただ、定員割れもあるという現状から、預かり保育を幼稚園教育の前後で行うことができれば待機児童対策にも繋がるので、市としても推進していきたいと考えています。

○中村委員：

この3事業の中で、市の特色として特に支援すべき事業があるのか、あるいは改善しながら3事業を同等に継続していきたいと考えているのか、予算規模も異なりますが、優先順位があれば教えていただけますか。

○子育て支援課長：

本市では認可、類似、無認可を問わず、保護者の負担は同じものと考えております。26市の補助の体制をみても一律に定額で補助をしているというのは、そういう理由もあると考えています。ただ、一律補助の中で、他市と比べ上回っている部分があれば、預かり保育や特別に支援を要するお子さんの預かりなど、他の施策に充てて、より良い事業展開を図ることも必要と考えています。

○田中委員：

今のお話を前提にすれば、国や都の保護者負担軽減を目的とした補助金については、施設によって大きな格差を設けるような現在のあり方を何とかしてほしいという気持ちはありますね。

○横道委員長：

他に、質問はよろしいでしょうか。

これにて質疑は終了します。所管課の方はご退出をお願いします。

《所管課退室》

○横道委員長：

では、本事業について、意見交換をします。

○横道委員長：

一つに、国の私立幼稚園等就園奨励費補助金の金額が高いということがあります。おそらく、特別区などでは幼稚園の保育料等も高いと思われませんが、西東京市では保育料等の補助対象経費が約37万円ということもあって、都の保護者負担軽減事業費補助金や市の上乗せ分を含めると、天井が上がってしまうのではないのでしょうか。

○事務局：

私立幼稚園等就園奨励費補助金は、国で基準が決まっているので、基準額自体は変わらず、国の負担割合が変わってきます。市の場合3分の1を国が負担しますが、区の場合4分の1が国の負担割合になります。

○田中委員：

ある程度、財政力を勘案して、ということでしょうか。

○鈴木委員：

これまでの資料を組み合わせると、国・都・市それぞれの負担額が分かると理解しやすいと思います。

○田中委員：

市の裁量の範囲が、かなり狭い範囲であるということは理解しました。

○横道委員長：

保護者負担軽減に係る補助全体の 62,400 円分が市の単独事業分となります。

○鈴木委員：

補助制度の全体像を見ますと、国と都のウエイトが非常に高く、国や都は所得に応じた階層制になっています。市では一律補助ということで発想が異なり、これはこれで良いことだと思います。ただ、課題として預かり保育や障害児保育といった子育て全般にウエイトがかかってきていると思うので、予算配分を調整して、総合的に子育て支援策の拡充を目指すということで「抜本的見直し」という発想であれば、良い取組ではないかと思えます。

○事務局：

保育園に限らず、保育園のお子さんが小学校に進学した際には、多くの方が学童クラブに通われます。西東京市の学童クラブは現在、全入制をとっており、保育園と異なり転校等による一時的な待機期間を除き、基本的に待機児は 0 人となっています。学童クラブの整備・運営についても、一定の費用がかかりますので、就学、未就学に関わらず、子育て世代の家庭の支援をさらに充実していく必要があります、財源も必要となってきます。

○横道委員長：

現在、一律補助で同額を補助していますが、一定の所得を超えている 5 区分の方の対象人数は約 1,000 人と多かったように思います。この区分を見直すことで、最大約 6 千万円の影響額があります。

○牧野委員：

論点は一律補助が良いのかという点でしょうか。

○横道委員長：

一律補助であるという点と、年間収入が約 770 万以上となる子育て世帯としては比較的高収入と考えられる 5 区分の部分になるかと思えます。

○鈴木委員：

評価する際、何に優先順位を置くかという視点で考えるべきです。私立幼稚園、類似施設、無認可幼児施設だけを見れば、全て良い事業なので継続すべきという評価になるわけですが、背景に預かり保育や学童保育の充実といった課題があり、総合的に何を優先すべきかを論点とするべきです。保育園、幼稚園から学童クラブまで全て無料となる位まで補助が出せれば良いのですが、財源には上限があるということです。ニーズの変化に応じて、配分を調整し、限られた予算内で最大の効果が上がるよう、見直しを行うことが今回の事務事業評価の大きな役割だと考えます。

○事務局：

今後の評価の流れとしまして、外部評価も踏まえながら部長級職員においても、対象事業全体の評価を行っていきます。本事業に限らず、評価結果については次年度の予算編成において指摘しつつ、余剰として生まれた財源をどう活かしていくかといった議論となっていくと思います。

○牧野委員：

一次評価で、無認可幼児施設保護者補助事業のみ「継続実施」という評価になっていますが、なぜでしょうか。

○横道委員長：

無認可については私立幼稚園就園奨励費補助金が支給されないため、このような評価になっていると考えます。

○鈴木委員：

混乱するかもしれませんが、保護者負担軽減事業費補助金で、市では現在のところ、5,200円で一律補助、都は6,200円から所得に応じた傾斜があり、区分に応じて減額となっていますので、5区分の補助額を見直すのではなく、市と都の補助合計額を見て、緩やかな傾斜となるように1～4区分の市の補助額を見直すという方法もあります。見直しによる事業全体の削減効果は少なくなるかもしれませんが、低所得の区分において補助金額の積み上げ額が実際の負担額を超えて、満額支給されていないケースがあることを考えると理想形には近くなると思います。

○横道委員長：

最も所得の低い階層区分では、就園奨励費と保護者負担金補助の合計で、年額444,800円なので、年額62,400円の市の補助が無くても382,400円の補助があり、実際に保護者が負担する費用はほぼ賄えるということですね。財務的には正しいかもしれません。

○鈴木委員：

あくまでも、仮説の段階で、この見直しで総合的な子育て支援にどの程度の予算が配分できるのか、試算しないと分かりませんが、アイデアのひとつとして提案します。

○横道委員長：

幼稚園は全体的に手厚い印象を受けます。

意見交換はここまでとして、各委員より評価についての意見をうかがっていきます。

○鈴木委員：

見直しの内容については、最も費用対効果の高い手法を選択して頂くとして、「抜本の見直し」というのは補助を減額・廃止するというだけでなく、この3つの事業評価の論点として、一方には預かり保育や障害児保育といった、子育て政策を拡充するという前提があることを踏まえて、各事業を評価する必要があります。

○田中委員：

国や都へ制度改革を求めることが、市の取組として、あっても良いのではないかとと思いますが、市の制度としては、当面維持されても良いのではないかと印象を持っています。

○渡辺委員：

補助の制度自体は良いと思いますが、5区分に関しては見直しても良いと思います。働く女性の方も多くいらっしゃいますので、幼稚園での預かり保育や障害児の受け入れ等を進めるため、財源を振り分ける形で見直して頂きたいと思います。

○牧野委員：

「抜本的見直し」、「改善・見直し」共に、方向性として拡充に向けた見直しもあるということですが、現状の仕組みを前提として残さないと、大きく変わってしまう気がして、判断に苦慮しています。

○中村委員：

国や都では、所得に応じた傾斜配分があるため、市が傾斜配分を取り入れると、全体の傾斜がきつくなるのは確かですが、実際に保護者に支給される全体額で考えると、大きくは変わらないことも事実です。所得に応じた傾斜配分を取り入れる、または一番高い所得層の5区分の補助を廃止するという考えもありますが、やはり、何を一番優先とするのか、市のスタンスが問われてきます。3つの事業でそれぞれ予算規模が異なり、優先的に見直すべきものとしては、やはり予算規模の大きな事業になると思います。逆に、予算規模が小さく、他市においても取組が広がりつつある無認可幼児施設については、拡充していくという考え方もあります。市として、子育て支援をどのようにバックアップしていくのかが問われている中で、どう判断するかということになると思います。

○横道委員長：

全体で見ると幼稚園の保護者負担に対する補助が手厚いと感じます。市の補助だけで見ますと、一定の所得額を超えて、東京都では補助対象外となっている5区分に対しても一律に補助をしているという点で見直しの必要があると考えます。無認可幼児施設については国の補助制度がなく、市の予算規模も小さいことから拡充の方向もありますが、その際には市としてのスタンスを決めておく必要があるということです。

○横道委員長：

それでは、評価に入ります。

まず、私立幼稚園保護者助成事業から伺います。

【評価結果】

継続実施1人、改善・見直し1人、抜本的見直し4人

○横道委員長：

次に、幼稚園類似施設保護者補助事業について伺います。

【評価結果】

継続実施 1 人、抜本的見直し 5 人

○横道委員長：

最後に、無認可幼児施設保護者補助事業について伺います。

【評価結果】

継続実施 3 人、抜本的見直し 3 人

○横道委員長：

私立幼稚園保護者助成事業、幼稚園類似施設保護者補助事業については抜本的見直しが多数でしたので、委員会の評価を「抜本的見直し」としますが、無認可幼児施設保護者補助事業については、意見が分かれたので、再度、意見を伺います。

○鈴木委員：

私は、市の子育て支援に関する施策全体の中で、預かり保育や障害児保育の拡充に向けて適切な配分を考える必要があるということで、「抜本的見直し」としました。

○中村委員：

私も、意見としては鈴木委員と同様ですが、事業の予算規模が小さいことも考慮し、「継続実施」としました。

○横道委員長：

この 3 事業については、市のスタンスとして、同じ所得階層であれば、幼稚園類似施設も無認可幼児施設も私立幼稚園と同様の補助を行っていますので、よほどのことがない限り、同列に扱って評価すべきものだと思います。

○田中委員：

「継続実施」としましたが、私立幼稚園保護者助成事業と幼稚園類似施設保護者補助事業に無認可幼児施設保護者補助事業も含め抜本的に見直し、幼児教育のあり方や子育て支援を全体的に考えるほうが、筋は通りますので、「抜本的見直し」でまとめていただいて構いません。

○横道委員長：

では、理由として単に補助金額を見直すだけでなく、預かり保育や障害児保育の拡充にむけて財源を配分するという視点で、委員会としての評価を「抜本見直し」としてよろしいでしょうか。

《出席委員全員賛成》

○横道委員長：

ありがとうございました。

議題2 その他連絡事項

○横道委員長：

その他、となりますが、外部評価の今後の流れについて事務局から説明をお願いします。

○事務局：

次回、第4回の委員会において、本日、決定いただいた評価に判断理由等を加えた外部評価(案)について審議のうえ、外部評価を決定して頂きたいと思えます。日程につきましては、後日、調整させて頂きませんが、10月上旬から中旬を予定しております。

○横道委員長：

他に何かありますか。

○田中委員：

本委員会の会議の持ち方について、意見を述べさせて頂きます。まず、問題あり、と感じている点です。

1点目は、会議録の公開時期が遅いのではないかとということです。現在、市のホームページ上で公開されている最新の会議録は、昨年度の第7回の会議録となっています。本日は今年度の第3回の委員会となりますので、第1回及び第2回の会議録がまだ公開されていないのは問題であると思えます。

2点目は、市報上での委員会の開催情報未掲載の問題です。市報 7/1 号では7月7日開催の本年度第1回委員会の予告が掲載されましたが、それ以降、第2回、第3回委員会の予告については、市報 7/15 号、8/1 号、8/15 号に未掲載のまま、今日に至っています。本日、委員会を傍聴されている方がいらっしゃいますが、本日の委員会の開催情報については、市ホームページのみの掲載であったことを指摘しておきます。

最後に3点目として、これまで折にふれて提案している、経常的か否かという事業の性格と事業に充当する財源との対応関係の見通しといったものを数値データで示すことにより、政策の評価、行財政改革と財務管理とを一体的、有機的に行うことができるということについて、明確に否定もされない代わりに、こうした方向での何らかの試みも行われてきておりません。こうした点についても、私は問題と感じています。

次に、こうした状況を生み出す背景として、行政側の業務の多忙さに加えて、会議運営上、住民参加の意義というものが職員の中に十分浸透していないのではないのでしょうか。そもそも、市政運営上市民参加をどのように位置付け、どのように具体化するかは、新市誕生の翌年、2002年10月制定施行された「市民参加条例」に規定されています。その第3条には市民参加の基本原則の1点目として、「すべての市民が参加することができるものとする。」とあります。これは、委員会において、市民委員として参加するだけでなく、傍聴される方にも、過去にどのような議論がされてきたのかを事前に確認できるよう、会議録を公開しなければならないということに通じるものです。その他、「市民の自主性を尊重して行うものとする。」、「市民と市が対等の立場で互いの役割を理解し、尊重しながら行うものとする。」、「市民と市との情報の共有により行うものとする。」として掲げられた市民参加の基本原則を踏まえるならば、多忙な中であっても、先ほど挙げたような問題は生じないのではないかと感じています。

○横道委員長：

様々、ご指摘を頂きました。会議録の公開に時間がかかる理由はありますか。

○事務局：

会議録の公開まで、期間が空くケースが多いことは課題として認識しております。業務分担・作成方法等を見直し、早期に会議録を公開できるよう、改善してまいります。市報への掲載につきましては、会議開催日程の決定と市報原稿の締切日との関係で、市報掲載が間に合わない場合には市ホームページのみの掲載となる場合もありますが、より多くの方に情報提供できるよう努めてまいります。

○横道委員長：

ご指摘を踏まえ、改善に向けて取り組んでください。

他にないようであれば、本日の会議はこれで終了します。

以上